

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
診療所	森の木歯科口腔外科クリニック	長崎県西彼杵郡長与町高田郷 706 番地 3	なし

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和4年3月1日 令和4年度役員報酬額の決定

令和4年9月25日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 3 - 3

法人名 医療法人拓伸会
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷706番地3

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
 (令和 4 年 9 月 30 日 現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	39,808	I 流 動 負 債	10,893
II 固 定 資 産	4,190	II 固 定 負 債	3,527
1 有 形 固 定 資 産	4,190	負 債 合 計	14,420
2 無 形 固 定 資 産		純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産		科 目	金 額
		I 基 金	23,000
		II 積 立 金	6,578
		(うち代替基金)	
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	
		純 資 産 合 計	29,578
資 産 合 計	43,998	負 債 ・ 純 資 産 合 計	43,998

様式4-2

法人名 医療法人拓伸会
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷706番地3

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書
 (自令和4年3月1日至令和4年9月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	51,123
2 事業費用	42,901
本来業務事業利益	8,222
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	
2 事業費用	
附帯業務事業利益	
事業利益	8,222
II 事業外収益	560
III 事業外費用	
経常利益	8,782
IV 特別利益	
V 特別損失	
税引前当期純利益	8,782
法人税等	2,204
当期純利益	6,578

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式 2

法人名 医療法人拓伸会
 所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷706番地3

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 4 年 9 月 30 日 現在)

1. 資 産 額	43,998 千円
2. 負 債 額	14,420 千円
3. 純 資 産 額	29,578 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	39,808
B 固 定 資 産	4,190
C 繰 延 資 産	
C 資 産 合 計 (A+B+C)	43,998
D 負 債 合 計	14,420
E 純 資 産 (C-D)	29,578

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))
建 物	(□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有 (部分的に賃借))

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人拓伸会

理事長 山本達也 殿

私は、医療法人拓伸会の令和4会計年度（令和4年3月1日から令和4年9月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。 その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和4年11月23日

医療法人拓伸会

監事 古賀 久伸

